

## 高知県立高知追手前高等学校校友会東京支部・会則

### 第一条 名称

本会は、高知追手前高等学校校友会東京支部と称する。

### 第二条 会員

本会は、首都圏在住の旧制高知城東中学校・新制高知高等学校・高知追手前高等学校の卒業生および在学経験者をもって会員とする。

### 第三条 目的

本会は、会員相互の親睦を目的とする。

### 第四条 所在地

本会の所在地は、東京都港区（住所は略する。）に置く。

### 第五条 役員

本会は、会長、副会長、幹事長一名、副幹事長若干名を置き、会の運営に当たる。役員任期は2年とし、再任を妨げない。

### 第六条 幹事

本会は、各卒業年度別に若干名の幹事を選出し、幹事会を構成し、年数回の幹事会を行い、会の運営に当たる。

### 第七条 年度

本会の年度は、毎年4月から翌年3月までとする。

### 第八条 総会

本会は、原則として毎年5月から7月までの期間に総会を実施し、会計および運営の報告、ならびに幹事会推薦に基づく役員改選を行う。併せて、親睦会を行う。

### 第九条 会費

本会は、年会費および総会・親睦会費を以下のとおり徴収し、会の運営に充当する。いったん納入された年会費は理由の如何を問わず返還しないものとする。寄付金、贈呈品はこれを拒まない。

イ、年会費 1,000円

ロ、総会・親睦会費 そのつど定め、案内状に明記する額

### 第十条 会計

本会の決算は、総会において報告し、了承を求めるものとする。

### 第十一条 変更

本会則は、その必要が生じた場合は、幹事会の決議により変更することができる。

制定：1958年9月26日（設立）

改訂：1998年4月1日

：2016年12月5日

：2021年3月22日